

## 第2章

# 計画の基本的な考え方

## 1. めざす姿

# 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

本計画がめざす姿は、性別や年齢、国籍などにより差別されることなく、個人の人権が尊重される社会、多様な生き方を選択でき自己決定できる社会、家庭的責任、社会的責任を男女が共に担う社会の実現です。

## 2. 基本理念

本計画は、東大阪市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、男女共同参画の推進を図ります。

### (1) 男女の人権の尊重

個人としての尊厳が性別に関わりなく重んじられること、性別によって直接的であると間接的であるとを問わず差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及び女性に対する暴力が根絶されることが必要です。

### (2) 男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権への配慮

男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人、その他のあらゆる人の人権についても配慮されるべきことが必要です。

### (3) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識によって、社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されることが必要です。

### (4) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

### (5) 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と、職業生活における活動、その他の活動を両立して行うことができるようにすることが必要です。

## (6) 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮

男女が、それぞれの身体的な特徴についての理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されることが必要です。

## (7) 国際社会の取り組みへの配慮

男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接に関係を有していることに照らし合わせ、男女共同参画の推進は、国際的協調のもとに行われることが必要です。

# 3. 計画全体に関わる基本的視点

## (1) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現を阻害している背景の一つには、社会通念、慣習、しきたりをはじめ、社会のあらゆる分野に根強く残っている固定的な性別役割分担意識があります。

この意識は長い時間をかけて人々の意識として形作られたもので、簡単に払拭できるものではありませんが、女性も男性も性別にとらわれない生き方や社会への参画をするためには解消していかなければならない課題です。

行政職員をはじめとして、市民や事業者、地域団体、市民活動団体など社会を構成するすべての人が、男女が共に社会のあらゆる分野に参画するという認識を持ち、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革に取り組んでいきます。

## (2) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）\*の推進

将来にわたり、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材を活用し、新たな発想を取り入れていくことが重要です。

しかし、これまでの固定的な性別役割分担意識が根強く残っている中では、女性の意見が政策方針決定過程の場で反映されているとはいえないのが現状です。

女性が自らの意識や能力を向上させ、自己決定の力を身につける支援策の充実とともに、社会のあらゆる分野に女性が参画できるよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進していきます。

そのためには、分野や実施主体の特性に応じて、「クォータ制\*」や「インセンティブ付与\*」など多様な方法を用いて、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組んでいきます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるよう、必要な施策に取り組めます。

### (3) パートナーシップの推進

性別にとらわれることなく、男女一人ひとりの多様な生き方を尊重し、生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するためには、行政のみが取り組むのではなく、地域団体、市民活動団体、事業者、経済団体、教育機関などさまざまな立場の人々も、連携・協働してそうした地域づくりに取り組むことが重要です。

そのためには、市と市民との協働の拠点である男女共同参画センター・イコラムの活性化を図り、市民をはじめ、地域団体や市民活動団体、事業者、経済団体、教育機関などが活動しやすいように、情報の提供、場の提供などの支援を行うとともに、そこで育った人々が社会のさまざまな場面で活躍できるような仕組みづくりを推進します。

### (4) 貧困を次世代に引き継がない

少子・高齢化の進行、グローバル化の進展の流れの中で、平成20年(2008年)秋の世界規模の金融危機以降、“貧困”が社会問題として大きく顕在化してきました。経済は低迷し、男女を問わず非正規労働者が増加、貧困・格差の拡大を生みました。

国の男女共同参画施策においても、こうした困難を抱える人への対応や雇用・セーフティネットの構築について言及しています。

貧困を次世代に引き継がないという視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が直面する問題を解決できるよう、家庭や地域における男女共同参画を進め、女性も働きやすい就業構造への改革といった男女共同参画施策を推進します。

## 4. 重点項目及び重点施策の設定

本計画の実効性を高めるために、重点項目及び重点施策を設定し、取り組みを行います。(重点施策については、「第3章 計画の内容」の中で、重点的に取り組むべき施策の内容には○、より重点的に取り組むべき施策の内容には◎と記載しています。)

### 重点項目

---

#### (1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みの推進

社会のあらゆる分野に浸透している「固定的な性別役割分担意識」を払拭するために、市、市民、事業者、教育関係者各々が、自身のこととして主体的に取り組みを進めます。

#### (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

人口の半分を占めている女性の視点を取り入れるために、特に市の重要な政策や方針を決定する議会や審議会に、さまざまな分野で活躍している女性が参画し、多様な意見を施策に反映させることができるように積極的に取り組みます。

### (3) 男性に向けた男女共同参画推進の支援

男女共同参画社会は、すべての人が就労の場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会です。男性にとっての男女共同参画社会形成の意義について理解を深め、男性自身も「男らしさ」にとらわれず地域や家庭においても生き生きと活躍し、喜びを感じられる心豊かな生き方ができるよう支援します。

### (4) ものづくりの分野への女性の参入の促進

本市は、ものづくりのまちとして全国的な知名度もあり、これまでもさまざまな取り組みを実施しています。しかし、ものづくりというと、これまでの歴史の中で男性を中心に発展・継承されてきた傾向があります。ものづくりに関して多様な視点や発想を加えるという観点から、子どもの頃からものづくりのおもしろさに触れる機会づくりや、進路選択の支援を図り、ものづくり企業とのマッチングを支援するなど、ものづくりにおける女性の参画拡大を積極的に推進します。

### (5) 子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人ひとりの個性と能力を発揮できるようにするために、子どもの頃から男女平等・男女共同参画への理解が進むよう取り組みを進めます。

### (6) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の尊厳を侵害する行為であり決して許されるものではないという認識を広めるとともに、関係機関及びNPO法人等の民間団体との連携・協力体制を強化して被害者の支援体制を総合的に整備し、あらゆる暴力の根絶をめざします。

本市においては、本計画の一部をDV防止基本計画と位置づけ、被害の防止、被害者からの相談対応、安全の確保、心のケアを含めた自立支援などを総合的に推進します。

## 5. 計画推進のための指標の設定

本計画の実効性を高めるために、基本方針ごとに指標を設定します。

## 6. 施策の体系

めざす姿

# 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

基本理念

- |                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| (1) 男女の人権の尊重            | (2) 男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権への配慮 |
| (3) 社会における制度又は慣行についての配慮 | (4) 政策等の立案及び決定への共同参画         |
| (5) 家庭生活における活動と他の活動との両立 | (6) 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮    |
| (7) 国際社会の取り組みへの配慮       |                              |

基本方針Ⅰ 男女共同参画に向けた意識形成

基本方向	基本施策	施策名
1. 男女平等・男女共同参画に関する意識啓発	①男女共同参画についての理解の推進	1 男女平等・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実
		2 男女共同参画に関する情報収集と提供活動の推進
		3 家庭における男女共同参画に向けた意識の醸成
2. 男女平等教育の推進	②保育・学校教育の中での男女平等意識の育成	4 学校園運営における男女共同参画の推進
		5 保育や教育に携わる者の男女共同参画意識の高揚
	③人権尊重に基づく性教育の推進	6 学校教育における男女平等意識の育成
		7 自他の性を尊重する性教育の推進
3. 女性のチャレンジ支援と男女共同参画を推進する多様な学習機会の提供	④発達段階に応じたキャリア教育*の実施	8 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取り組みの推進
		9 性別にとらわれない自立意識、職業意識の育成
	⑤女性のチャレンジ支援	10 女性のエンパワメント*支援
		11 女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催
		12 さまざまな立場で影響力のある人を対象にした学習機会の充実
⑥男女共同参画社会に向けた学習機会の充実	13 多様なライフスタイルを考慮した学習機会の提供	

基本方針Ⅱ あらゆる人々が共に活躍できる環境づくり

基本方向	基本施策	施策名
4. 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大	⑦審議会などへの女性の登用推進	14 庁内各課への働きかけの強化
		15 女性リーダーの育成
	⑧事業所などへの女性の参画促進	16 女性の登用に関する社会的機運の醸成
		17 女性職員の計画的登用の推進
5. 就労の場における男女平等の確保	⑩就労の場での男女の均等な機会と待遇の確保	18 労働に関する法律・制度の周知徹底
		19 労働相談の充実
		20 雇用や就業の実態・意識の把握
		21 職場における健康維持・増進と母性保護の充実
		22 ハラスメント防止対策の働きかけ
		23 自営業における働きやすい環境づくり
	⑪事業所の積極的な取り組みへの支援	24 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*の取り組みの促進
		25 ダイバーシティ*に関する情報提供と啓発
		26 さまざまな補助金制度に関する情報提供の充実

基本方向	基本施策	施策名
6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援	⑫あらゆる人々が共に働きやすい職場環境づくりへの支援	27 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という考え方の浸透
		28 育児・介護休業制度の周知・啓発
	⑬仕事と子育て・介護との両立支援	29 次世代育成支援行動計画の推進
		30 子育て支援の充実
		31 事業主への次世代育成支援に関する働きかけの充実
		32 家族介護の支援
7. 家庭生活や地域活動への男女共同参画の促進	⑭男性の家事・育児・介護への参加の促進	33 男性向けの学習機会の提供
		34 男性のネットワークづくり支援
		35 男性に向けた相談体制の充実
	⑮安心・安全の分野への男女共同参画の推進	36 男女が共同で行う防災・災害復興の取り組み促進
		37 地域の消防・防災・防犯力の向上
	⑯主体的にまちづくりを進めている市民、団体への支援	38 地域社会での男女共同参加・参画の促進
		39 さまざまな市民活動への支援
		40 男女共同参画を進めるネットワークづくりの推進

### 基本方針Ⅲ 男女が共に自立し、安心して暮らせる生活支援

基本方向	基本施策	施策名
8. 生涯にわたる心と体の健康づくり	⑰リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*概念の普及・啓発推進	41 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ概念の浸透
		42 ライフサイクルに対応した健康づくりの推進
	⑱生涯を通じた健康保持・増進支援	43 心と体の健康に関する啓発活動の充実
9. 高齢者や障害者（児）への自立支援	⑲妊娠出産等に関する母子の健康支援	44 母子保健サービスの充実
	⑳高齢者の社会参加の促進と生活支援	45 高齢者の自立と生きがい事業及び社会参加機会の拡充
		46 高齢者の能力開発や再雇用のための施策の充実
	㉑男女それぞれに必要な福祉サービスの充実と介護者への支援	47 介護保険制度の充実と福祉サービスの充実
		48 介護者支援施策の充実
	㉒高齢者や障害者（児）が安心して暮らせる支援の拡充	49 障害者の経済的自立の支援
50 成年後見制度の普及		
51 地域での見守り		
10. 多様な性や家族形態への理解の促進	㉓ひとり親家庭への支援	52 ひとり親家庭への生活支援の充実
		53 経済的自立への支援
11. 多様な文化への理解と交流の推進	㉔多様な性や家族形態への理解の促進	54 多様化する個人や家族の尊重
		55 地域社会における多文化共生の推進
	㉕地域社会における多文化共生の推進	56 外国籍住民やその子どもへの生活支援の充実

## 基本方針Ⅳ あらゆる暴力の根絶

基本方向	基本施策	施策名
12. ドメスティック・バイオレンス（DV）*防止対策の推進	②⑥DV防止にかかる推進体制の充実	57 相談体制の充実・強化
		58 関係機関との連携強化
		59 相談窓口の充実
	②⑦発見・通報体制の整備	60 早期発見のための通報体制の整備
	②⑧被害者の安全確保の徹底	61 被害者の安全確保の徹底
	②⑨被害者の自立支援と生活再建の支援	62 生活基盤を整えるための支援
		63 DV被害者とその子どもへの支援
		64 高齢者・障害者への支援
		65 外国籍住民への支援
		66 市民に対する啓発の推進
	③⑩教育・啓発の推進	67 医療・福祉関係者などへの啓発の徹底
		68 デートDV*防止に関する取り組みの強化
13. 暴力を許さない社会づくり	③①女性に対する暴力の防止に関する理解の促進	69 女性の人権に対する理解の促進
		70 女性の人権を守る法律・制度の周知徹底
	③②子どもの人権に対する理解の促進	71 子どもへの暴力防止対策の整備・強化
		72 「児童の権利に関する条約」の周知徹底
	③③人権侵害に苦しむ女性などへの総合的支援	73 女性のための相談事業の充実
		74 相談事業に関わる人材の資質向上
		75 暴力防止のための学習機会の提供
76 DV被害の潜在化防止に向けた被害者意識の啓発		
77 加害者に対する更生支援		